

平成27年度 社会福祉法人清川村社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

住民主体の理念に基づき、清川村での福祉課題の解決に取り組むとともに、柔軟性、即応性、専門性のある社協本来の特性を生かしながら地域福祉の推進を図るための事業を展開し、行政と協働することにより、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の構築を図る。

2. 重点目標

1. 住民が集える「場」づくりを支援し、住民相互の支え合いの仕組みを構築する。
2. 小地域での助け合いを基盤としたボランティアの開拓に努める。
3. 住民が認知症について正しく理解し、偏見のない地域社会を構築する。
4. 行政や関係諸機関等とのネットワーク作りを強化する。また、各種事業や住民との関わりを通じて福祉ニーズの把握に努める。
5. 講座の開催や広報紙の発行により福祉制度等の普及啓発に努める。また、広報部会を通じて住民にわかりやすい広報紙を作成すると共に、住民の福祉意識の変革を促す。
6. 移送サービス（福祉有償運送）を実施することにより、公共交通機関を利用して外出することが困難な方の移動手段を確保する。
7. 村内唯一の介護保険事業者（通所介護事業）であることを認識し、村ならではの特色を発揮したサービスを提供する。
8. 判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、権利擁護事業の一層の充実を図る。

3. 重点施策

(1) 住民参加による地域福祉の推進

1. 地域福祉活性化事業

住民が集える「場」づくりを支援し、住民相互の支え合いの仕組みを構築する。また、専任担当者が地域へアウトリーチしながらそれぞれの地域に応じたネットワーク活動を展開する。さらに、障害者や制度の狭間にある人などの支援にあたっては、公的機関や福祉職等の関係者による議論に加え、ボランティア活動者、住民等も必要に応じて議論への参加を促し、総合的支援に繋げていく。

- ア. 拠り所づくりの支援
- イ. 専任担当者（社会福祉士）の配置
- ウ. 小地域ネットワーク活動の実施
- エ. ケース支援調整会議の開催

2. ボランティア事業

従来からの各学校単位で実施している福祉教育学習に加え、成人への福祉教育学習を行う。

- ア. ボランティア情報の収集及び必要な情報の提供
- イ. ボランティアの育成
- ウ. ボランティアコーディネート
- エ. ボランティアグループの活動援助
- オ. 学校、地域を基盤とした福祉教育の開催

3. 当事者支援事業

当事者組織の事務局を運営すること等により、当事者活動を側面的に支援していく。

- ア. 緑ことぶき連合会事務局の運営
- イ. 心身障害者福祉活動の推進
- ウ. 高齢者等福祉活動への協力、支援

4. 企画・調査活動

行政や関係諸機関、団体との広範なネットワーク作りを強化すると共に、各種事業や住民との関わりを通じて福祉ニーズの把握に努める。

- ア. 行政や関係諸機関、団体との連携
- イ. 相談担当者会議の開催

5. 啓発広報活動

講座の開催により福祉制度等の普及啓発に努める。また、広報紙を通じて住民の福祉意識の変革を促し、住民による福祉活動を充実させる。

- ア. 普及啓発セミナー等の開催
- イ. 広報部会の開催
- ウ. 社協だよりの発行

6. 交流事業

一人暮らし高齢者等を対象にした会食会の実施により、ボランティアや職員と参加者が交流し、会食を通じた何気ない会話から、利用者の生活状況と課題を把握する。

- ア. 一人暮らし高齢者等の会食会の実施

(2) 地域における福祉サービス事業の総合的展開

1. 在宅福祉事業

村からの受託事業及び自主事業を実施し、住民ニーズに対応した在宅福祉サービスを行う。

- ア. 清川村福祉給食サービス事業の実施
- イ. 移送サービス（福祉有償運送）事業の実施

2. 介護サービス事業所及び障害サービス事業所の運営

介護保険制度及び障害者自立支援法において、事業者としてサービス内容の充実を図り、コスト面に配慮しつつ質の高い効率的な運営体制を構築する。

- ア. 介護サービス事業所の運営
- イ. 障害サービス事業所の運営

3. 権利擁護事業

県社協からの受託事業の実施や成年後見制度の相談窓口を担うことにより、判断能力が不十分な方の権利擁護に努める。

- ア. 日常生活自立支援事業の実施
- イ. 成年後見制度の相談窓口
- ウ. 成年後見セミナーの実施

4. 援護事業

各種資金の貸付を通じて、相談者の潜在的なニーズを把握し、必要に応じて福祉サービスの利用や関係機関への支援に繋げる。また、住民から寄せられた年末たすけあい募金を、年末たすけあい配分会議を経て一人暮らし高齢者、高齢者世帯、ひとり親世帯等へ配分する。

- ア. 各種貸付事業の実施
- イ. 年末たすけあい運動寄付金の配分

5. 事務取扱事業

各種事務取扱事業の円滑な運営を図る。

- ア. 共同募金運動業務

(3) 組織体制の整備・強化

1. 事業推進体制の整備

円滑な業務運営を行うため、役職員一体となった理事会運営に努める。また、社協が実施している事業の成果を会員等へわかりやすく示すことができるように、プログラム評価を実施する。

- ア. 一般会員、賛助・特別会員の加入促進
- イ. 各種会議の開催
- ウ. プログラム評価の実施

4. 実施計画

(1) 地域福祉活性化事業（村受託事業）

事業	実施予定
(1) 拠り所づくりの支援	随時
(2) 専任担当者（社会福祉士）の配置	4月
(3) 小地域ネットワーク活動の実施	随時
(4) ケース支援調整会議の開催	随時

(2) ボランティア事業

(1) ボランティア情報の収集及び提供	随時
(2) ボランティア講座	6月～7月
(3) ボランティアフォローアップ講座	10月
(4) ボランティアコーディネート	随時
(5) ボランティアグループ活動援助	4月（活動助成金申請受付）、6月（活動助成金交付）
(6) 学校の福祉教育授業との連携	年間4回
(7) 認知症サポーター養成講座の開催	随時

(3) 当事者支援事業

(1) 緑ことぶき連合会活動援助	随時
(2) 知的障害者サロン活動援助	毎月1回
(3) 身体障害者サロン活動援助	隔月1回
(4) 心身障害者ふれあい交流会（共催）	2月
(5) 慰霊祭、敬老会（支援、協力）	4月、9月

(4) 当事者支援事業

(1) 関係機関、団体等との連携	随時
(2) 相談担当者会議の開催	随時

(5) 啓発広報事業

(1) 地域福祉フォーラムの開催	11月
(2) 広報部会の開催	毎月1回
(3) 社協だよりの発行	毎月1回

(6) 交流事業

事業	実施予定
(1) ふれあい昼食会	毎月1回

(7) 在宅福祉事業

(1) 福祉給食サービス事業	週2回 (村受託事業)
(2) 移送サービス事業	随時

(8) 介護サービス事業所の運営

(1) 居宅介護支援事業	随時
(2) 通所介護事業	週5回

(9) 障害サービス事業所の運営

(1) 地域生活支援事業	随時
--------------	----

(10) 権利擁護事業

(1) 日常生活自立支援事業	随時 (県社協受託事業)
(2) 成年後見制度の相談窓口	随時

(11) 援護事業

(1) 生活福祉資金貸付事業	随時 (県社協受託事業)
(2) 高額療養費貸付事業	随時 (村受託事業)
(3) 緊急援護資金貸付事業	随時
(4) 年末たすけあい運動寄付金の配分	12月

(12) 事務取扱事業

(1) 神奈川県共同募金会清川村支会	赤い羽根共同募金 (10月) 年末たすけあい運動 (12月)
--------------------	-----------------------------------

(13) 会の運営

(1) 会員募集 (一般会員、賛助・特別会員)	随 時
(2) 会費徴収 (")	6月から7月
(3) 理事会	5回
(4) 評議員会	4回
(5) 監事会	2回
(6) 寄付金配分会議	1回
(7) プログラム評価の実施	年 間